



車両制限令の遵守を!

IC入口などで車両制限令違反車両の取締が実施されています。この取締では、違反したと認められる車両に対して、積荷の軽減などの措置命令が発行されます。その後当該違反の通知が協同組合にも届きます。違反の累積点数が積みあがると、**違反した組合員だけでなく他の組合員のカード発行も一時的にできなくなります。**大型車両を運行される組合員におかれましては、今一度この点のご理解をよろしくお願ひします。

◆累積違反点数と利用約款に基づく警告等の概要

累積点数	30点	60点	120点
組合員	講習会呼出等	一部割引停止 (1カ月)	・一部利用停止 (1カ月) ・一部割引停止 (2カ月)
協同組合	講習会呼出等	追加発行不可 (1カ月)	追加発行不可 (3カ月)

車両制限令違反車両に対しては、大口・多頻度割引制度に基づく割引停止等の措置を実施することがあります!



チェーン規制区間の通行について

平成30年12月14日より法律が改正され、全国の高速度道路の一部区間でチェーン規制が導入されました。

チェーン規制は、大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪がある時に行われる可能性があります。チェーン規制が実施された場合、冬用タイヤを装着していても、タイヤチェーンを装着していないと走行できません。

該当区間※を通行される場合は、チェーンの携行を忘れず、いつも以上に安全運転をお願いします。

※高速度道路の該当区間は下表のとおりです。

都道府県	路線名	該当区間
新潟県・長野県	上信越道	信濃町 IC-新井 PA
山梨県	中央道	須玉 IC-長坂 IC
長野県	中央道	飯田山本 IC-園原 IC
石川県・福井県	北陸道	丸岡 IC-加賀 IC
福井県・滋賀県	北陸道	木之本 IC-今庄 IC
岡山県・鳥取県	米子道	湯原 IC-江府 IC
広島県・島根県	浜田道	大朝 IC-旭 IC

※IC：インターチェンジ、PA：パーキングエリア

第27回 通常総代会開催のご報告

第27回通常総代会を平成30年12月20日(木)に倉敷商工会館において開催いたしました。慎重なる審議の結果、下記の6議案すべて原案どおり可決されました。

記

- 第1号議案 平成29年度事業報告並びに決算関係書類承認について
- 第2号議案 平成30年度事業計画並びに収支予算承認について
- 第3号議案 定款変更について
- 第4号議案 借入金残高の最高限度額決定について
- 第5号議案 役員報酬決定について
- 第6号議案 役員改選について

【雑感】 新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。さて、穏やかな天候で始まった本年が平穏な年であってほしいとの願いは皆共通だろうが、やはり半月程経つと国内外ともに何かと騒がしくなってきた。その中でも運転中の無謀な行為により死傷者が生じたとの報道は不愉快極まりない。加害者にならないことは当たり前として、被害者にならない保証はない現状ではドライブレコーダーで証拠映像を残しておくことは自衛手段の一つであると思う。出来得る対策を取って、穏やかな気分で穏やかな運転をして穏やかな1年であることを願う。

以上